行 政制 度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分 類	9	介護保険
分 科 会	6	高齢福祉分科会	調整項目	1	介護保険給付

中条町担当	町民福祉課	介護保険係	担当者名	
黒川村担当	住民課	介護保険係	担当者名	

	現況	는데 aby 구· 스크	備考	
記載事項	中条町	黒川村	- 調 整 方 針	1佣 专
現物給付	受給者異動情報は、磁気媒体(MO)にて新潟県国民健康保険団体 連合会(以下「国保連合会」)へ。毎月3日まで。	同左	現行のとおりとする。	
	国保連合会からの請求により、毎月20日までに支払。			
	国保連合会から届く給付実績等の磁気媒体(MO)は、当庁電算に 取り込む。			
		訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸与・居宅介護支援にて特別地域加算(15%)あり。(山村振興法)		
償還払い給付	・福祉用具購入費	・福祉用具購入費	口座振込みの月回数等の事務処理は、新 市電算システムで対応する。	
	申請受理、内容確認後支給。口座振込日は毎月 25 日。	申請後、約2週間後(以降)に給付。口座振込みは村の振込み 指定日(10日・20日・末日等)に。	THE STONE OF THE S	
	・住宅改修費	・住宅改修費		
	申請受理、内容確認(理由書、工事写真、工事内容内訳書、 領収証等)後支給。口座振込は毎月 25 日。	申請後、約2週間後(以降)に給付。口座振込みは村の振込み 指定日(10日・20日・末日等)に。領収証は本通確認後写し を添付。		
	・ 標準負担額差額支給	・ 標準負担額差額支給		
	国保連合会からの給付実績をもとに申請書に領収証を添付のうえ申請いただく。口座振込日は毎月25日。 実際には、介護保健施設から入退所連絡票が届いた時点で、 該当する場合は、標準負担額減額認定申請書を提出して頂く 様にしているので、差額支給についてはほとんど実績がない。	国保連合会からの給付実績をもとに村任意の申請様式により、 領収書(本通確認後の写し)を添付のうえ申請いただく。口座 振込みは村の振込み指定日(10日・20日・末日等)に。		
	・ 特例サービス実績なし。	・特例サービス実績なし。		

現 況				■ 整方	∳ ↓		備	±2
記載事項	中条町	黒川村	Ē/	9	並「		1佣	考
高額サービス費給付	抽出(3ヶ月に1回)。支給のお知らせと申請書を送付。特養入所	国保連合会からの給付実績(MO)の取り込みにより支給対象者(世帯)を抽出。支給のお知らせと申請書を送付。特養入所者へは、施設へ送付。毎月10日までの申請に対しその月の末日に給付(閉庁日の場合、前開庁日)。申請書に添付する領収証は、本通に確認印を押印した写しを添付。月に約18件。 特養とっさか入所者で、社会福祉法人等の減免対象者以外は、受領委任払いなし。	現行のとおり	とする。				
短期入所のおおむ ね半分を超える利	国保連合会から送付される縦覧リストで確認。	同左						
用	該当する場合は、担当のケアマネージャーに連絡。	なお、逆に利用したい場合、事前に利用者の状態を勘案し、ケアマ ネージャーより任意の様式にて協議する。						
給付制限	滞納者一覧表、給付制限該当者一覧表を随時出力しチェック。	同左						
	保険料を滞納し2年が経過した者について徴収権消滅の事前通知 を送付し、2年1ヶ月経過したものから不納欠損処理を行う。							
	これまでに給付制限措置の実績なし							
介護給付費適性化 事業	国保連合会との伝送環境を構築し、一割負担の不徴収やサービスを 伴わない請求の発見の端緒等に資するため、介護給付費のおしらせ (通知)を3ヶ月ごとに被保険者に送付する。	未実施	中条町の例に	よる。				
			財政への影響	額 予算額	Ι,	調整後見込額		位:千円 頁(増減)
			中条町	丁异码 1,223		<u>調整復兄込額</u> 1,223,000		(上百/八八)
			黒川村	275	,500	275,542		42
関係法令等	介護保険法	介護保険法	計	1,498		1,498,542		42
			備考 平成1	5年度当初	予算ベー	ス		